

特定事業主行動計画

総論

1 目的

次世代育成支援対策推進法に基づき、町は行政機関としての立場から子どもたちの健やかな育成に取り組んでいる。同時に、「特定事業主」として、自らの職員の子どもたちの健やかな育成のためにも、特定事業主行動計画を策定する。

行動計画策定指針の基本的視点である

職員の仕事と子育ての両立の推進

職場全体での取り組み

職場の実情に合わせた取り組みの推進

効果が期待できる取り組み

社会全体による支援

地域における子育ての支援

の6項目の視点を踏まえ、職員が仕事と子育ての両立を図ることができるよう、職員のニーズに即した次世代育成支援対策を計画的かつ着実に推進するため、本行動計画を策定し、公表する。

2 計画期間

平成17年4月1日から平成22年3月31日までの5年間。

3 計画の推進体制

次世代育成支援対策を効果的に推進するため、行動計画策定・評価委員会を設置する。

次世代育成支援対策に関する管理職や職員に対する研修・講習、情報提供等を行う。

仕事と子育ての両立等についての相談・情報提供等を行う窓口を総務課に設置する。

啓発資料の作成・配布、研修・講習の実施等により、行動計画の内容を周知徹底する。

本計画の実施状況については、年度ごとに行動計画策定・評価委員会において把握し、その結果や職員のニーズを踏まえて、その後の対策の実施や計画の見直し等を図る。

具体的な内容

1 職員の勤務環境に関するもの

(1) 妊娠中及び出産後における配慮

母性保護及び母性健康管理の観点から設けられている特別休暇等の制度について周知徹底を図る。

(実施時期；平成17年度から)

出産費用に給付等の経済的支援措置について周知徹底を図る。

(実施時期；平成17年度から)

妊娠中の職員の健康や安全に配慮し、業務分担の見直しを行う。

(実施時期；平成17年度から)

妊娠中の職員に対しては、本人の希望に応じ、超過勤務を原則として命じないこととする。

(実施時期；平成17年度から)

(2) 子どもの出生等の期間における父親の休暇の取得の促進

子どもの出生等の期間(出産予定日前後4週間)において、父親が特別休暇及び年次休暇の利用により5日間の休暇を取得できるよう促進する。

(実施時期；平成17年度から)

休暇の取得率 100%

(目標年度；平成21年度)

(3) 育児休業等を取得しやすい環境の整備等

ア 育児休業及び部分休業制度等の周知

育児休業等に関する資料を各部署に通知・配布し、制度の周知を図るとともに、特に男性職員の育児休業等の取得促進について周知徹底を図る。

(実施時期；平成17年度から)

育児休業Q & A等を作成し、育児休業等の制度及び取得手続や経済的な支援等について情報提供を行う。

(実施時期；平成17年度から)

イ 育児休業及び部分休業を取得しやすい雰囲気醸成

育児休業の取得の申出があった場合、事例ごとに当該部署において業務分担の見直しを行う。

（実施時期；平成17年度から）

庁議等の場において、担当部署から定期的に育児休業等の制度の趣旨を徹底させ、職場の意識改革を行う。

（実施時期；平成17年度から）

ウ 育児休業を取得した職員の円滑な職場復帰の支援

育児休業中の職員に対して、休業期間中の広報誌や通達等の送付等を行う。

（実施時期；平成17年度から）

エ 育児休業に伴う臨時的任用制度の活用

課内の人員配置等によって、育児休業中の職員の業務を遂行することが困難なときは、臨時的任用制度の活用による適切な代替要員の確保を図る。

（実施時期；平成17年度から）

以上のような取組を通じて、育児休業等の取得率を、

男性 20 %

女性 90 %

とする。

（目標達成年度；平成21年度）

（4）超過勤務の縮減

ア 小学校就学始期に達するまでの子どものいる職員の深夜勤務及び超過勤務の制限の制度の周知

小学校就学始期に達するまでの子どものいる職員の深夜勤務及び超過勤務を制限する制度について周知徹底を図る。

（実施時期；平成17年度から）

イ 一斉定時退庁日等の実施

定時退庁日を設定し、館内放送等による注意喚起を図る。

（実施時期；平成17年度から）

定時退庁ができない職員が多い部署を人事主管課が把握し、管理職員への指導の徹底を図る。

（実施時期；平成17年度から）

ウ 事務の簡素合理化の推進

定例・恒常的業務に係る事務処理のマニュアル化を図る。

（検討時期；平成17年度から）

エ 超過勤務の縮減のための意識啓発等

超過勤務の上限の目安時間（例えば、年間360時間）の設定等を内容とする超過勤務縮減のための指針を策定する。

（実施時期；平成17年度から）

部署ごとの超過勤務の状況を人事主管課で把握し、超過勤務の多い職場の管理職からのヒアリングを行った上で、注意喚起を行う。

（実施時期；平成17年度から）

管理職員に対する意識向上のための自己診断チェックリストの作成・配布を行う。

（実施時期；平成17年度から）

人事主管課は、部署ごとの超過勤務の状況及び超過勤務の特に多い職員の状況を把握して幹部職員に報告し、幹部職員の超過勤務に関する認識の徹底を図る。

（実施時期；平成17年度から）

庁議等を通じて超過勤務縮減についての意識啓発を図る。

（実施時期；平成17年度から）

オ その他

超過勤務の多い職員に対する健康診断の実施等、健康面における配慮を充実させる。

（実施時期；平成17年度から）

以上のような取り組みを通じて、各職員の1年間の超過勤務時間数について、人事院指針等に定める上限目安時間360時間の達成に努める。

（目標達成年度；平成21年度）

（6）休暇の取得の促進

ア 年次休暇の取得の促進

庁議等の場において、担当部署から、定期的に休暇の取得促進を徹底させ、職場の意識改革を行う。

（実施時期；平成17年度から）

所属長に対して、部下の年次休暇の取得状況を把握させ、計画的な年次休暇の取得を指導させる。

（実施時期；平成17年度から）

各課等において、おおむね四半期毎に休暇計画表を作成し、計画的な年次休暇の取得促進を図る。

（実施時期；平成17年度から）

安心して職員が年次休暇の取得ができるよう、事務処理において相互応援ができる体制を整備する。

（実施時期；平成17年度から）

イ 連続休暇等の取得の促進

子どもの予防接種実施日や授業参観日における年次休暇の取得促進を図る。

(実施時期；平成17年度から)

国民の祝日や夏季休暇とあわせた年次休暇の取得促進を図る。

(実施時期；平成17年度から)

勤続10周年等の節目に、年次休暇を利用した1週間以上のメモリアル休暇の取得促進を図る。

(検討時期；平成17年度から)

年1回、年次休暇を利用した1週間のリフレッシュ休暇の取得促進を図る。

(検討時期；平成17年度から)

職員やその家族の誕生日、結婚記念日等の家族の記念日における年次休暇の取得促進を図る。

(検討時期；平成17年度から)

ゴールデン・ウィークやお盆期間における公式会議の自粛を行う。

(実施時期；平成17年度から)

以上のような取組を通じて、職員1人当たりの年次休暇の取得を対前年比で10%増加を目指す。

ウ 子どもの看護等のための特別休暇の取得の促進

子どもの看護等の特別休暇を周知するとともに、その取得を希望する職員に対して、100%取得できる環境の整備を図る。

(実施時期；平成17年度から)

(7) 出向・派遣等における配慮

ア 出向・派遣等における配慮

出向・派遣等の異動を命じる場合、当該職員からのヒアリングを実施した上で、子育ての状況に応じた人事上の配慮を行う。

(実施時期；平成17年度から)

(8) 職場優先の環境や固定的な性別役割分担意識等の是正のための取組

「パートナーシップの日」を設け、職場優先の環境や固定的な性別役割分担意識等の是正についての情報提供や意識啓発を行う。

(実施時期；平成17年度から)

セクシャルハラスメント防止のための研修会を行う。
(実施時期;平成17年度から)
「職場でのお茶くみ廃止」等について周知徹底を図る。
(実施時期;平成17年度から)

2 その他の次世代育成支援対策に関する事項

(1) 子育てバリアフリー

外部からの来庁者の多い庁舎において、乳幼児と一緒に安心して利用できるトイレやベビーベッドの設置等を計画的に行う。
(検討時期;平成17年度から)
施設利用者等の実情を勘案して、託児・授乳室の設置を必要に応じて行う。
(実施時期;平成17年度から)
子ども連れでも気兼ねなく来庁できるよう、親切な応接対応等のソフト面でのバリアフリーの取り組みを推進する。
(実施時期;平成17年度から)

(2) 子ども・子育てに関する地域貢献活動

ア 子ども・子育てに関する地域貢献活動

子ども・子育てに関するボランティアリーダーを養成するための講座等の情報を提供する。
(実施時期;平成17年度から)

イ 子どもの体験活動等の支援

子どもが参加する地域の活動に敷地や施設を提供する。
(実施時期;平成17年度から)
要請に応じ、子ども会・小中学校等に職員を派遣し、特別授業等を実施する。
(実施時期;平成17年度から)

ウ 子どもを交通事故から守る活動の実施や支援

子どもを交通事故から守るため、交通事故予防について職員への交通安全教育を徹底するとともに、地域の交通安全活動への積極的な活動を支援する。
(実施時期;平成17年度から)

エ 安全で安心して子どもを育てられる環境の整備

子どもを安全な環境で安心して育てることができるよう、地域住民等の自主的

な防犯活動や少年非行防止、立ち直り支援の活動等への職員の積極的な参加を支援する。

(実施時期；平成17年度から)

(3) 子どもとふれあう機会の充実

運動会等のレクリエーション活動の実施に当たっては、子どもを含めた家族全員が参加できるようにする。

(検討時期；平成17年度から)

(4) 学習機会の提供等による家庭の教育力の向上

職員に対し、家庭における子育てやしつけのヒント集等を活用し、家庭教育に関する講座・講演会等の実施や情報の提供を行う。

(検討時期；平成17年度から)